

第1回 「憲法学習会」

「基本的人権について」

講師：西村正樹氏

(DPI 障害者インターナショナル日本会議副議長)

みなさんこんばんは。ただ今ご紹介をいただきました西村と申します。自己紹介の所にも書いていますが、私は自治労という労働組合に所属をしていて、一昨年の10月まで中央本部で執行委員をさせていただきました。そういった意味で同じ労働組合の仲間という立場でもありますが、今日はDPIの視点からお話をさせていただこうと思っています。資料についてはお手元に用意をさせていただきました。1~2ページに今日お話をさせていただく基本的な流れと、それに関する資料について3ページ目から載せました。今日は、浅野先生がコーディネーターをしてくださる予定でしたが、インフルエンザにかかり急きよれなくなつたという事で、後ほど皆川さんと対談をと思っておりますが、今回の憲法の学習会の中でなぜ私がこうした立場でお話をさせていただくことになったのか、ということについて大体40分位お話をさせていただきたいと思ひます。

自己紹介で書いていますが、私は1979年、38年前に札幌学院大学の空手部に所属をしていましたが、その合宿中に交通事故に遭ひ、以来、車いすの生活になりました。それまでは健常者と言われていて生活の上ではほとんど支障なく、むしろ小さい頃から剣道、柔道、合気、柔術、空手と武道をやつていて男は強くないとはいけないというように思つていた時代でした。そう思つていた頃に、ある日突然、交通事故で車いすになりました。基本的人権とは何か。人権というのは人として当たり前の生活が出来ていく、人として尊厳ある暮らしをしていく、世界的に言うならば自由権規約とか社会権規約、自由と平等というのが基本的人権の大きな柱だと。ではこの基本的人権が保障されていない人たちというのは、自由と平等、そういうものを奪われてきたのではないかというふうに思つています。2ページ3番からお話をしたほうがいいのかと思つています。1979年、私は大学3年の時に交通事故で車いすになったのですが、その1年前の大学2年の時にススキノでちょっといざこざがあり、1年間大学の空手部の活動が中止になったという事がありました。その1年間の謹慎処分が解けて1週間後の試合に向けて合宿をしていたのですが、その合宿中に交通事故に遭ひました。目覚めたら病院のベッドの上でした。その時、私はドクターに「1週間後に空手の試合があるので入院している暇はない」と言つたのですが、当時のドクターに言われたことは「君は歩くことが出来ない。一生車いすで生活をしなければいけない。したがつて空手はできない。空手ができないという事だけではなく、あなたが今まで持っていた目標とか夢、すべて実現することが出来なくなつた」と宣告されました。当時、障害者はそういう状況の中に置かれていました。この時の私の体験は非常に大きなもので、今日までの自治労の中での取り組み、あるいはDPIの中での取り組みをやつていく一つの基礎を作つてくれたと思つています。当時の障害者はどんな生活をしていたのか。私の周りに車いすの人はいませんでしたから、ドクターからのそういった宣告を受けて、どうやつて生きていったらいいのか。大学に行くといつても交通手段がない。当時の札幌学院大学にはエレベーターはなく、車いす用のトイレもなく、この大学の中で自分が過

していくということは出来ないと思いました。つまり、私が障害をもつことによって自由に生きてきた、当たり前前に利用していたものがすべて利用できなくなってしまった。それが障害を持つという事でした。私は1981年に道庁に入りましたけれども、この時に入った同じ仲間たちがたくさんいます。その多くの仲間たちは実は小さい時から障害を持っていて、ずっと親から隔離された生活を送っていたという人たちがたくさんいました。当時、障害を持って社会の中で生きていくという事が許されなかった。そういう時代でした。私は道庁に入ってから車いすバスケット、車いすマラソンと出会い障害を克服すること、障害を乗り越えること、少しでも障害のない人に近づくこと、それが自分の中で一つの目標になっていきました。ただ、本当にそれでいいのかなという思いが絶えずありました。私は自分という存在を認めることが出来なかった。それが実は障害者になったという事だったんですね。そんなモヤモヤを持ちながら、福祉の現場で働きたいという事で石狩支庁の社会福祉課に移動を希望して障害福祉関係の仕事もやってきましたが、何か一つ物足りなかった。そんな時、1992年にDPIという組織に出会いました。

障害者の歴史について若干お話しますが、1981年、私が北海道庁に採用されたのは、国際障害者年という国際的に大きなキャンペーンが張られた年でした。この時のスローガンは「障害があってもなくても共に生きる社会。そして障害者の完全参加と平等」という事が大きく言われました。ですが、障害者が生きていける社会、それは簡単にはできない、1983年から1992年までを国連障害者の10年ということで、それを世界的に実現していこうという年でした。その最終年にDPIと出会うことが出来ました。当時札幌に、カナダのヘンリー・エンズという世界DPIの事務局長が来られました。この頃私たちは、平和運動センターの人たちと一緒に21世紀の福祉の実現を目指す道民集会というものを作り、21世紀は豊かな福祉社会を作っていこうという事を目標にして幅広い市民運動を始めたところでした。その第二弾の企画としてこれを催しました。この時のヘンリー・エンズの話は私にとって非常に大きな刺激を受け取ることが出来ました。それが2番目にあるDPIという組織でした。DPIというのは、Disabled Peoples' Internationalという英語の略称ですが、1981年の国際障害者年を迎えるまでというのは、多くの障害者の問題というのは、国際リハビリテーション協会・RIという組織ですが、その中で決められてきました。ですが1980年のRIの総会の時に、国際障害者年を前にして、世界の障害者たちがRIの総会の中で反旗を翻しました。何に対して反旗を翻したのかというと、障害者の問題、障害者の課題を考えていくのが専門家だけの中で決められていくのはおかしいのではないかと、私たち障害者の問題はきちんと障害者の声を聞き反映していくことが必要ではないか。私たちは守られるべき存在ではなく、私たちは社会の中で生きていく存在なんだという声をあげて、RIの役員半数を障害者にするよう求めたのですが却下されてしまった。その却下された中、世界の障害者たちが集まって自分たちの問題を解決する組織を作らなければいけない、そのためには自分たち自身が行動を起こさなければいけないという事を全体で確認し、翌年1981年国際障害者年にDPIが誕生したわけです。そしてエンズは私たちにこのDPIの考え方について大きく三点示しました。一つは障害者の問題は障害当事者が主体となって取り組んでいく。われわれ自身が声を出し行動していくことがこの組織の中心だという事。われわれは、われわれの声と思いで行動をしていくという事を挙げました。二つ目には障害者といっても、私は車いすですが、聴覚障害者や視覚障害者、知的障害者、精神障害者など様々な種別の人たちがいらっしゃるわけです。この障害の種別を越えた中で、この運動は大きく展開をしていこうという事を二つ目の柱としました。三点目は、障害者の問題は福祉ではない。もともと社会福祉というのは、社会の中で困っている人たち、あるいは様々な困難を抱えている人たちに対して、様々な施策を提供していくというものの考え方でした。当時、障害者施策はどういうふうに言われていたのか。措置と言われていました。つまり、行政処分として、小さい時に障害が発見された子どもについては、行政が施設に入所させる。

施設に措置をさせるという事で、本人の意向ではなく行政が処分という形で行われていた。それが社会福祉とされている政策でした。しかしこの DPI の中では、障害者の課題は福祉の課題ではない。これは人権の課題、基本的人権の問題として障害者の課題は考えなければいけないということが語られました。それまで私の中で悶々としていたもの、つまり社会福祉の仕事をやりながらも、あるいは自分自身も、当時さっさと一人暮らしを始めて、何か悶々として自分の中で自分がやっていることが何を基盤としているのかが分からなくなっていたのですが、この DPI との出会いの中で「障害者の問題は人権問題。自由を、平等を失ったわれわれの問題は、人権問題として取り組んでいかなければいけない」という事を非常に強く感じられました。DPI の活動とは何なのか。実はこれはたった一つです。障害があっても障害のない人と同様の生活を確保していく。これを当たり前の生活と言います。障害があっても障害がない人と同じように普通の学校へ行く。レストランに行く。映画を観に行く。電車に乗る。バスに乗る。それが、DPI が目指している運動です。交通バリアフリーだとか、介助の問題だとか、雇用労働の問題とかを DPI は言ってきた。実は障害者であると同時に、女性障害者については複合差別、つまり障害者であることの差別、女性であることの差別を受けているという事で重要な課題としてきています。

昨年7月に相模原で大変悲惨な事件がありました。優性思想との闘い、つまり、障害者はこの世に生まれてはいけない存在、優れた遺伝子を残す、まさにヒトラーの考え方ですが、純潔でなければいけないという事で多くの障害者が殺されてきたという歴史があります。DPI はこういうものと闘っていく。そして DPI が目指していくものは「障害者の問題を解決していくことは、すべての人々の基本的な問題を改善すること。DPI が目指すものはすべての人が尊重される社会の実現」それが目的なんだという事でやってきました。そして私は、DPI の日本会議というところに入りました。当時、私たちとしても21世紀の福祉については権利としての福祉を確立しよう、施しや哀れみではなく尊厳ある福祉を作っていこうという事を合言葉にやってきましたけれども、そういった中で、この DPI の取り組みというものが、日本の障害者運動の中では大きな歴史となっていくことになりました。実は90年代に入るまで障害福祉にしても、それ以外の福祉にしてもそうですが、人権、権利という言葉はほとんど使われていませんでした。障害者の人権あるいは障害者の権利という言葉を使い出したのは、横路さんが知事になって、生まれてから亡くなるまですべてのライフスタイルの中で障害があってもきちんと生きていける社会を作っていこう。それぞれの年代ごとに、縦割りの行政の中で障害者の人たちの生活が分けられるのではなく、一貫した人生を歩んでいく中で様々なサポートを確立しようという政策を立てました。ものの見事に実現できませんでした。恐らく30年早かったのかなと思っていますけれども。その中でやっと「障害者の人権」という言葉が使われるようになってきました。私はヘンリー・エンズと92年の出会いの中で様々なことを教えてもらいましたが、その時エンズに「DPI は4年に1度、世界大会をやっている。日本でこの世界大会をやってみないか」と言われました。私は行政の人間として障害者施策も担当してきました。行政マンとして様々な提案もしてきましたけれども、そのほとんどは受け入れられることがなかった。20代の短い行政経験の中で思ってきたことは、エンズの言葉ではありませんが、障害者の人権を守るためには、そのための法律が必要だと思いました。そしてそのためには、国際的なルールを作ることも必要だと思いました。そして、そのためのひとつの布石となるのがこの DPI の運動ではないかと思いました。1990年代から障害者に関する条約は国連で二度提案されていました。ですが、その提案はすべて却下されてきたという状況がありました。その中でこの DPI の世界大会を開くことで、こうした流れを加速することが出来るのではないかと思いました。2002年の10月15日から18日までの4日間、豊平区の「きたえーる」で3113名の世界からの障害者が集まって会議を開き、大きなイベントを行いました。今日参加の皆さんで、記憶にある方はおそらくいらっしやらないかと思います。この大会

のことをご存知の方はどのくらいいらっしゃいますか。実はこの世界大会の最大のスポンサーは労働組合でした。もちろん、北海道、札幌市、国からの補助金は出ましたが、トータルでは自治労が全国で集めたお金、連合北海道が全道で集めたお金はそれに匹敵する億単位のお金が集まりました。そうした産別の皆さん、自治労の皆さんのご協力があったからこそこの大会だったと思います。この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。この世界大会は4年に一度開かれていましたが、実は1998年にメキシコで第5回大会が開かれていました。この経験でメキシコ政府が改めて国連の中で障害者の権利条約を作るべきだという提案を2001年の国連総会でしていました。それまで先ほど申し上げたように、二度ほどこの条約の提案は否決されていたのですが、2001年の12月にこのメキシコの提案の時には、この条約を作るかどうかという事も含めた議論をしていきます、という事がこの総会の中では確認されているという状況でした。その翌年から国連に特別委員会が設けられ、この権利条約を作る必要があるのかどうかという事の議論が始まったということになります。ちょうどその年、2002年に札幌大会が開かれた。これはタイミング的には実に大変なタイミングだったかと思っています。その前の年には何があったのか、一つはサーズという国際的な病で、世界中で流行ってきた。そしてもう一つは9月に起きたニューヨークのテロ。これはおそらくこの大会をずらしていたらおそらく札幌大会はできなかつたろうと思っていますが、そういった意味では絶妙の中で開くことが出来た。これまでのDPIの世界大会は大体80カ国で1000名くらいといわれていましたが、私どもの大会はそれをはるかに上回る大会でした。その背景は条約に関する国際的な期待でした。そして世界のDPIも含めた障害者団体の人たちが次々とこの大会に出てきたという経過があります。私たちは札幌大会への誘致の中で使ってきたスローガンがあります。それは「We Have a Dream, Too」という事でした。これは公民権運動のマーティン・ルーサー・キングの演説で有名だった「I Have a Dream」に由来したものでした。マーティン・ルーサー・キングは黒人と白人が共に暮らす社会、共に暮らすアメリカを夢に見て「I Have a Dream」という演説をしましたが、私たちも同じように、障害があっても無くても同じように社会の中で生きていける、そんな社会を作っていく、そのための起点にこのDPIの世界大会を！というスローガンでした。大会の最終日に札幌宣言が採択されました。この札幌宣言では国際的には国連において権利条約を作っていくという事、そして国外的には各国が障害者差別禁止法を制定していくという事が確認されました。3ページに権利条約の資料が載っていますが、2006年12月に国連総会の中でこの条約が採択されました。実に三回目の提案でした。札幌宣言が2002年に確認されていて4年目のできるということになりました。

今日は憲法学集会です。憲法が日本の最高法令と言われていますが、条約は批准した場合、締結した場合、法制度としては憲法の下、一般法令の上ということになります。京都議定書で、地球温暖化に関して様々な取り組みをしてきてどこまで実現できたのかという事は置いて条約を批准するという事は、条約に書かれている内容を国内で法律的にも制度的にもきちんと守らなくてはならないという重要な位置づけにあります。したがって私どもはまず条約を作ること、そしてその条約に基づいて各国で法律を作っていくという事を、私たちの運動という事で掲げてきました。権利条約というのは自由権規約、社会権規約という大元になる条約以外にも女性の差別禁止条約だとか、あるいは子どもの権利条約だとかそういう属性に基づく権利を保障していく条約、そういった行為としての、あるいは置かれている人たちの尊厳を守っていくという条約がありますけれども、七つあると言われてはいますが、この障害者の権利条約は、史上、女性の権利条約を上回る規模でのNGO当事者の参画があったと言われてはいます。障害者の抑圧された歴史、排除されてきた歴史、そしてそこに止まることが出来なかった歴史があった。あるいは自分たちのことを自分たちで決めることが出来ない歴史があった。その中でこの権利条約を手に入れる時に、私どもも含めた世界の当事者運動が

叫んだ言葉が「Nothing about us without us」私たち障害者抜きに私たちのことを決めてはならないという事で、この条約に関する議論に積極的に参加をしてきました。合わせて日本の政府代表団の中に障害当事者が団員として入るように国内的取り組みも行われてきました。そしてこの条約を2006年12月に手に入れることが出来ました。

この条約は何を言っているのか。この条約の条文に必ず出てくる言葉があります。「他の者との平等を基礎として、あらゆる区別、排除、制限を差別とする」という事が載せられています。他の者とは誰のことか。これは、障害のない人たちということです。障害のない人たちが今行っている生活、様々な社会参加の状況、それを基礎としてそこから排除されていること、区別されていること、あるいは制限をされていることは、基本的にこれはすべて差別であるという事が定義されました。この区別、排除、制限という事が「差別」という定義については、先ほど申し上げた条約の中で位置づけられている文言ですが、障害者権利条約の中ではその比較すべき相手は誰なのか、障害のない人たち。これはまさに1981年の国連障害者年の中で言われた「完全参加と平等」ということになります。障害者の世界では実は「平等」という言葉はあまり使っていなかったんです。「機会均等」という言葉を使っていました。そうした「区別、排除、制限」をされないためには何が必要なのかという事も、この条約の中に明記されました。それは、障害者が区別され、排除されてきた原因をきちんと取り除くということです。今日は手話通訳の方が会場に来てくださっています。自治労の仲間にも多くの聴覚障害者がいます。聴覚障害者は耳が聞こえない、そういう聴覚の機能障害を持っています。その結果、耳から情報を取得することが出来ません。であれば何が必要なのかというと、耳以外の手段を使った情報の入手ということになります。それが手話であり、手話通訳であったり、そうしたことを保障することによって初めて、障害があっても耳が聞こえなくても聞こえる人たちと同じように情報の保障がされるということになります。この権利条約は何を求めてきているのか。障害者が健常者と言われている人たちが持っていない新しい権利を手にするものではない。それはむしろ逆で、障害者が、機能障害があることによって、制限と制約、区別と排除を受けてきたその機会をきちんと確保するだけのもので、初めて同じスタートライン、同じ活動が認められると言われるようになりました。そして障害者が必要とするさまざまな配慮、日本では合理的配慮、韓国では便宜的供与といいますが、そうしたバリアフリーにかかるものは人権として提供しないことを「差別」と定義することになりました。そして、障害者の問題を個人モデルではなく社会モデルとしてとらえるように考え方が変わりました。権利条約の中では、障害者についてはこのように言っています。「障害とは発展途上の概念であり、その時代、個人と社会との関係の中で生じてくるものである」と言われています。障害者がこの講演を聴くことが出来ない、あるいはこの会場に来ることが出来ないとしたら何が問題なのか。かつて措置時代には目が見えないから、耳が聞こえないから、歩くことが出来ないからバスに乗れない、テレビを見ることが出来ない、映画を観ることが出来ない、飛行機に乗ることが出来ないと言われてきましたが、社会モデルはそうではなくて、エレベーターがないから車いすの人は建物に入れない、ノンステップではないから車いすの人はバスに乗ることが出来ない、手話通訳や点字がないから視覚障害者や聴覚障害者は情報を入手することが出来ない。個人に問題があるのではなく、社会の在り方が問われる事が必要なんだという事をこの障害者権利条約は示しています。そして、この条約を受けて日本政府は2009年に批准しようとしたのですが、私たち障害者団体はその批准に関しては反対をしました。それは、過去の条約に関して日本政府がしてきた対応があったからです。先ほど条約は憲法の下、一般法令の上、したがって条約を批准した場合は、各法律あるいは各施策は条約に基づく内容にならなくてはならないとお話しましたが、実はそうではないものが一つありました。それは子どもの権利条約でした。子どもの権利条約は国内法を整備しない、見直しをしないという事を前提として批准をしてきた歴史がありました。

私どもはそのことを知っていましたので、きちんとした国内法の改正だとか見直しを行わずして条約の批准は早期であってはならないという事を主張してきました。今の前の自公政権の時代でした。その後、民主党政権が誕生しました。民主党政権は色々なことを言われていますが、私は決して悪い政権だったとは思っておりません。私は今日の私の肩書の中に「2010年内閣府障害者制度改革推進会議の差別禁止部会の委員」という肩書があります。民主党政権は、政権を取った後、障害者の課題については重要課題という事でこの権利条約の批准に向けた取り組みを始めました。これが障害者制度改革というもので、民主党はこの障害者制度改革を行う時に三つのことを重視しました。一つは当事者です。当事者をきちんと入れるという事を一つの柱としました。もう一つは情報公開です。三つめは民主党政権の1丁目1番地でもある地域主権、地方自治体というものを大事にしてきました。これが大きな柱だったわけです。

この障害者制度改革の中で、差別禁止部会も含めた様々な障害者制度改革の、正確には三つですが、一つには障害者制度改革推進会議。もう一つは総合福祉部会と、もう一つ差別禁止部会というものでしたが、差別禁止部会の他の二つの組織については、その構成者の半数以上が当事者ということになりました。当事者は障害のある人だけではなく、その家族も含めてで、そうした視点から議論を始めていきました。この三つの部会と、その時民主党政権がやったことが、子ども子育て支援新制度というもので、今保育士の問題、処遇改善とか色々やっていますけれども、子ども子育て支援新システムと民主党政権時代は言っていました。これも同じで、それまで作られていた障害者福祉部会とか障害者雇用分科会だとかそういう既存の組織というのはすべて議事録に載っていますけれども、民主党政権時代に作ったこの子ども子育て会議と障害者制度改革の会議は何をやったのかというと、実は会議の冒頭から最後まで全部カメラで映像を残していました。障害者関係については手話通訳と文字通訳を入れるという形でやり、私が参加していた差別禁止部会は、終わってから議事録の修正が来るのですが、殆ど修正ができない状況でした。何故なら自分が話したことすべてが映像として流れていました。これほど究極の情報公開はないだろうと思っています。その中で、この議論は進められてきました。差別禁止法については意見書をまとめましたが、その後、自公政権が新たに誕生してこの部分は保留になりましたが、障害者団体については自民党系と言われている団体から、共産党系と言われている団体から、多くの障害の団体については2002年のDPIの世界大会を通じて全体が一致していくといった方向で成果があり、残念ながら民主党政権ではなかったけれども、自公政権の中でこの差別解消法を作ることが出来ました。この差別解消法を作る時に私たちが教えられたことが、女性の運動でした。差別禁止部会のその構成の半数が障害当事者ではありませんでした。十数人いたメンバーのうち二割くらいでした。なぜそういうメンバーだったのかというと、この国で差別を禁止する法律はないというのがそれまでの国の公式的な見方でした。その差別を禁止するという法律がない中で、差別を禁止する法律を作るためには障害者だけではなく弁護士、学識者の知恵と知識が必要だという事で、この部会だけは障害当事者を主体としたものではなく、法律を作ることの現場と、現場の問題を知っていた知と合わせる中での取り組みになっていました。その時に大きな力を果たしてくださったのが、女性の権利条約、あるいはその権利条約の批准に伴い取り組んできた男女雇用機会均等法などを含めた様々な取り組みでした。条約は一度作ったら変えることは出来ない。したがって条約を作る時にはどんな条約を作るのかという事が最大の焦点でした。しかし、差別禁止部会の中では法令の内容も重要でしたが、それ以上に重要だったのが、まずこの法律を作ることでした。かつて女性の権利条約の批准の時に作った男女雇用機会均等法にしても関連する法律も極めて不十分なものでした。法令を作ることによってその法令は条約と違って改正することが出来る。3年後、5年後、10年後に見直し規定を設けて法律を確実に変えていくことができる。したがってまずもって差別を禁止する法律を作ること。そして次のステップにつなげていくことが求められることと確認をしました。もう一つ

は、この条約は差別する側とされる側という対立構造をもたらすものではなく、障害という一つの多様性をきちんと容認される社会、その多様性が容認される社会が豊かな社会になる、アメリカ・トランプとは逆の発想になると思いますけれども、そうした形のものを作っていこうということが確認されたこの法律に向けた取り組みでした。この差別禁止法については5ページに書きましたが、3年の準備期間を経て昨年4月1日から障害者差別解消法として施行されています。障害を理由とする差別の禁止、障害者が差別され排除されている社会的障壁を取り除くこと。そのための配慮を提供する社会的義務としたこの法律が4月にスタートしています。今日は用意していませんが、実はこの差別解消法は雇用労働ということについては占めていません。雇用労働については障害者雇用促進法の中で改正され、同じく障害に基づく差別あるいは障害者が必要とする合理的配慮を必要としないことを差別、そうしたものをきっちり提供していく雇用現場を満たすというものが障害者雇用促進法の中で謳われています。

そういった意味では私たち障害当事者運動は、今日のテーマの中では基本的人権、自由と平等についてという事で、私たち障害者の生活と当事者運動の歴史、そして現状からお話をさせていただきました。障害者の住みよい社会が本当に誰にとっても住みよい社会なのか、障害者の安心・安全社会が本当にそうなのかということについては様々な議論があります。特に国交省は、私たちのニーズを、未来への投資と評価をいただいています。それは何かと言いますと、盲導犬を連れた視覚障害のある方たち何人かがホームから転落をして命を失っています。札幌の地下鉄駅にはホームドアがあります。あのホームドアは誰が求めてきたものなのか。これは、視覚障害のある仲間たちが、自分たちが交通機関を安心・安全に利用するために何十年も前から求めてきたものです。東豊線にはすべての駅にエレベーターがあります。これは、私たち車いす、下肢障害のある人たちです。かつて、車いすの人間は地下鉄にもJRにも乗ることが出来ない。でも、視覚障害者は命懸けでバスに乗り、JRに乗っているということを書いてきました。われわれが安心・安全に利用できるために求めてきたものがホームドア、エレベーターです。札幌の地下鉄も二つ前の駅を出ましたとか、間もなく電車が来ますとか、電光表示板に出ます。あれは誰が求めてきたのか。あれは聴覚障害者が求めてきたものです。バスが左に曲がります、右に曲がります、あれは視覚障害のある人たちが求めてきたものです。つまり、私たちが求めてきたものが多くの国民にとって安心・安全な環境を作っていきます。身障者用トイレと言われているものがあります。これは車いすで入るトイレです。これは一定の要件がありました。一つは洋式便器であるという事。もう一つは車いすで入ってプライバシーが確保されること。そして手すりがついていること。このトイレは今「誰でもトイレ」あるいは「多目的トイレ」という事でベビーベッドが置かれたり小さい子どもが使ったりするようになってきています。私たちは1992年にエンズが言った「障害者の問題を解決することは、すべての人々の基本的問題を解決することであり、すべての人々が尊重される社会の実現を目指すものである」と思っています。障害者が求める人権とは何か。これは主語を変えても同じかと思いますが「排除され、抑圧されてきた人たちの」それが高齢者でも女性でも、あるいは様々なマイノリティーでも、そうした問題を考える時には必ず当事者が入らなければならない。それらの人たちの生活がそうではない人たちと比較して劣るものであってはならない。それが、私たちが求めてきた人権です。人として正しいという施策なのかなと思っています。時間になりましたので、障害当事者として、運動の歴史と現状から基本的人権についてお話をさせていただきました。どうもありがとうございました。

皆川：まずは感想からお聞きします。自己紹介とともにお願いします。

千種：北海道教育大学の千種です。よろしく申し上げます。憲法学習会は1回目から浅野先生と参加させていただき、日本国憲法の枠組みというところから始まって、今回は「基本的人権とは何か」という、いよいよ自分たちにとって身近なテーマについてで、今日は西村さんのお話でしたが、初めは武道をやるバリバリの大学生活を送っておられたのが、ある日突然車いす生活になる。そこから初めて自分の自由がなくなってしまったというお話を受け、私も今大学生で、小学生のころからバスケットボールをやっていましたが、もしかすると明日からスポーツも歩くこともできなくなる、そんな可能性が今の自分にもあるという事を考えさせられました。その時に気になったことですが、普段生活をしている中で自分に基本的人権が保障されていると感じない、僕がそう感じてきた場面はなかった中で、西村さんから見た若者たちはどうなのかということについて、無知な若者代表としてお話を伺いたいと思います。

西村：無知な若者という言葉が出ていましたけれども、私が怪我をするまでである意味では非常に無知だったと思っています。何がというと、自分と自分の周りの小さな世界しか見えてなかったし、自分にとっての目的しか見えていなかった。笑われるかもしれませんが、私の時代はどんな時代だったのかというと、私が確か高校3年生の時、6月26日に、この日が何の日かを知っている人はあまりいないと思いますが、モハメドアリ・猪木世界一格闘技決定戦をやった日でした。あの頃、そういう格闘技ブームで、私は格闘技の世界で生きていきたいと真面目に思っていました。強くなりたいと思っていて、私が車いすになって実感したことは何か、あるいはDPIの運動とか社会に出て実感したことは、この社会は元気で若い男だけの社会ではないという事がすごく分かりました。わたしはそれしか見えていなかった。それが車いすになることによって、色々な人たちと関係を持つことによって、この社会には色々な人たちがいる、という事を知ることが出来たという事はすごく良かったと思います。ただ、同時に若者が純粋に目標を持って生きることがだめなのかと言われたら、私はそんなことはないと思います。私はおそらく怪我をしないでそういう格闘技の世界を目指していたとしても、多分世界チャンピオンにはなれなかったと思うし、どちらかというマットに崩れていくK0負けの選手だったかもしれないし分かりませんが、夢が持てたという事はすごく幸せだったと思っています。そして、様々な経験の中で色々なものが見えてきたと思うので、若い時の苦労は買ってでもすると言いますが、今の若い人たちがどうなのかというと分かりませんね。私も1981年に役所に入った時には、私と同じ係の中で「新人類」と言われて最近の若い奴は何を考えているのか分からないと言われて、いつの間にか自分も「最近の若い奴らは・・・」と言うようになって、そういう時代の繰り返しかなと思いますけれども。いずれにしても可能性を求められるという事はある意味幸せなのかなと思います。

皆川：西村さんは、道庁に入られた時から権利意識というか障害者運動をやられたのですか。

西村：私は実は役所に入って、自治労に入りませんかと言われた時にお断りをしています。それはなぜかというと、私は障害者で、道庁で雇ってくれた。これ以上、道に対して私が自分のことを要求することは考えていない。私は少しでも他の人たちに迷惑をかけないよう働いていくことが必要で、権利を主張する気はないと、今と真逆のことを言っていました。その時に、自治労の当時札幌総支部の書記が「あんたはいい、あんたは道庁に入って自分一人で頑張ってるやっぴいから。だけど、障害者枠で採用されてあんたにしかならないことがあるでしょ」と言われました。実は後から聞いたのですが、自治労で1981年に障害者枠で12名採用されて障害者を雇ったけれども、当局も労働組合も、どうしたらいいのか実は分からなかつ

た。だから集めて聞くしかない、と来たらしいです。ですからその人も「あんたはいい、でもこれから後に続く障害者にとってどういうことが問題で、どういう環境を作ることが必要だということを行うことがあなたの義務ではないか」というようなことを言われました。そうだなと思って労働組合に入り、採用になった連中が集まってどんな問題があるのか、例えば今、北海道庁は本当に人が減りました。そのことを実感するのは、執務室が広くなりました。昔は机と机の間が狭く課長の席まで行くことが出来なかったもので、まずは車いすで課長の席まで行けるようにするとか、そういうところから入ってきて、道庁の前のスロープが冬には凍結して危ないとか、別館の排水溝の幅が広く車いすのタイヤがハマったりした事故があったのですが、そういう問題を指摘しながら働きやすい職場環境を作るという役割を支えていきました。そんな感じです。

皆川：そして自治労でいろいろな活動をされて、21世紀の福祉の活動もされて、この21世紀の福祉の活動の中で雪中デモがありましたけど・・・。

西村：こういう議論がありました。車いすのトイレがない、車いすの人は社会に出て来ていない、観光に来ていない、作る必要がない、それで我々は車いすトイレマップを作りました。外に出なければトイレはできなかった。バスに乗らなければ、冬道の外へ出なければ・・・先ほどの基本的人権の話もそうですが、自分たちが行動を起こさなければ駄目だという事をつくづく感じました。だから雪中にわざわざ車いすの連中がデモをするわけです。私は4年間東京で暮らしていて、札幌と決定的に違うとを感じるものがありました。それはバスです。もちろん東京の方が財政的にも豊かで、北海道は必ずしもそうではないので、すべてのバスをノンステップに出来ないという状況にあります。東京はすべてノンステップバスです。そしてすべての都営バスの運転手は、全員車いすへの対応ができます。戸惑ったことは一度もありません。乗れなかったことも一度もありません。すべての方が対応できます。それは一朝一夕で出来たわけではなく、その間に障害者団体は電動車いすの連中などが30人50人集まって一斉に街に出て、地下鉄やバスに乗るという運動をやりました。それでやっぱり現場は受入れざるを得なくなってきた。だから、どっちが先かという事ではなくて、まずは我々自身も積極的に外に出る、出ることによって街は変わる。だから冬も出よう。だって北海道に住んでいるのですから雪を避けることは出来ません。

皆川：憲法の本によると第3章第22条「何人も公共の福祉に反しない限り居住移転及び・・・」とありますが。

西村：居住という事に関して言うと、障害者は全部決められてきました。だから、障害者権利条約の中では、あるいは差別解消法の中では、障害があってもどこで誰と住むのかという事を選択する権利がある。決めることが出来ると書かれています。何故かという障害者は「おぎゃあ」と生まれてきた瞬間に早期療育といって病院に入れられて、病院内クラスに通って、北海道などはほとんど養護学校に寄宿舎生活をしています。普通の子どもたちは親と一緒に暮らします。ところが障害があると親と暮らせるのは1週間に土日だけ、挙句の果てに施設に入ることが行政によって措置されていた。つまり、重度の障害者は居住の自由はなかった。私と同じ年でポリオの障害を持った奴がいますが、彼は今一人で暮らしていますが、ずっとそういう中にいた。彼と飲むと、よく、親との関係が作れない、母親とどう接していいかわからない、喧嘩もできない、そういうチャンスを奪われてきたんです。憲法に書かれていることを私も改めて読みましたけれども、まさにわれわれ障害者が奪われてきたから取り戻そうとしている、それが条約なり差別解消法の中に書かれている。

千種：僕は教育大学生という事で、大学では主に教育について学んでいます、例えば基本的人権で言うと社会権の中では教育を受ける権利が保障されていて、でも、昔は障害を持った人たちが排除されてきた、その中では例えば教育という分野ではどんなふうに排除されてしまったのか、あるいは今それがどう変わろうとしているのか。今、インクルーシブ教育というのがあって少しずつ変わってきているように僕自身は感じていましたが、今、西村さんから見てどんなふうに変ってきているのか、お話が聞きたいです。

西村：就学免除って知っていますか。聞いたことがある方いらっしゃいますか。国民の権利だとか義務だとか、納税、勤労いろいろあります。教育を受ける権利があります。障害児は就学免除と言って、教育を受けなくてもいいという事にされてきました。そういう歴史があります。障害があるからあなたは教育を受けなくてもいいです。免除してあげます。それが、障害者が置かれていた実態です。昔は養護学校、今は特別支援学校と言われたり、あるいは統合教育とかインクルーシブ教育だとか色々言われています。障害者の世界も結構面白い世界があります。アメリカンスクールとか日本人学校は差別だと思いませんか。

千種：それだけだと差別という気がしません。

西村：日本人学校はアメリカにもありますし、アメリカンスクールは日本にもありますし、札幌にあるスクールには色々な国籍の子どもたちが一緒に勉強していますが、そういうのはある意味差別ではないという評価がありますが、障害の教育に関してもそういう見方をする人たちもいます。特にろうあ者の人たちです。ろうあ者の人たちは、ろう文化という独自の文化があります。ろうあ者の人たちは今でこそ手話が言語と認められてきていますが、かつてはろう学校の中で手話は禁止されていて、口話といって相手の口の形を読み取って自分で発声練習をして、つまり健常者に近づくことが求められてきた。それに対して彼らはろう文化と言って聞こえないという文化を持っている。言語ではないものを持っているとやってきた。そういった考え方があるという部分があります。もう一方であらゆる区別、排除、制限は差別の基本だという考えがあります。アメリカで国際的にはアメリカ障害者法というのが1990年にできたのですが、その前の段階で公民権運動というのがありました。黒人の運動です。その時のそれまでの考え方は、黒人と白人は通う学校も違うし飲む水場も、入る店も違う、分けられていた。これを当時は分離すれども平等と言われていました。しかし、片方は屋根がついている学校で、片方は青空学校だった。当時1960年代、ブラウン裁判というのが起きて、ここからです、分離は差別である、区別することは差別である、分けることは差別である、ということになってきました。少なくとも分ける時には、その人たちが選択をするという事であれば別だけれども、それが一方的に分けられることは間違いである。従って先ほどのインクルーシブ、基本は分けないこと。そしてどうしても分けなければいけない時には、その人たち自らの選択によるという事。もう一つは、ラーメンもそばも天ぷらも食べたことがない人に、何が食べたいのかと聞いても駄目なわけです。選択できないわけですから。そうするとそういうことに対してきちんとした情報を提供することが必要になってくる。だから、小さいころから施設で育ってきた障害者は、ある場合は施設から出ることを怖がります。地域で生活をするという事が想像できないからです。やったことがないからです。ところが自分たちと同じ重度の障害がある人たちが地域で生活をしています。カラオケにも飲みにも行っています。そういうのを実際に見たりすると変わってきます。だからそういう意味できちんと情報補助をしながら、その人たちにとって自分たちで決定していくのにどんなサポートが必要なのか。そういったことも当然前提とした上での選択が保障されなくてははいけないと思います。

千種：ありがとうございます。これは僕自身もちょっと悩んでいたもので、今言ったように分けるという事は差別につながるのかという事と、一緒に学ぶといっても色々な苦労が当然出てくるはずで。そうなった時に本当にそれが正しいのかということが、仲間で議論になったりするのですが、今の話を聞いてあくまでも個人が決める、考えるという権利をきちんとした上で、周りで支援をしていくという事が大事だという話を聞いてすっと通ったというか、これは持ち帰って共有したいと思っています。

皆川：障害者の運動というのは特別視されがちなのですが、人権の視点でいうと否定できない話で、今まで障害者運動を通じて人権運動をきちんと取り組んでこられた。先ほどの話の中で出てきた1990年にアメリカでできたADA法(障害を持つアメリカ人法)ですが、その経緯を教えてください。

西村：アメリカは日本とはちょっと違う事情があります。ADAができたのは共和党政権時代です。その背景の一つは、トランプは世界の警察ではないということを言っているようですが、アメリカはもともと軍隊を持っていて海外に行ったり色々やっていますが、そうすると障害者になって戻ってくる場合が多いわけです。その人たちのことをきちんと保障しなくてはいけないという事が一つと、もう一つは、これはアメリカ流の考え方ですが、四つ柱がありますが、ADAの一番のポイントは働くことです。その中で何を言ってきたかという、障害者が働くことによって社会保障の対象者から納税者になっていく。だからそういう形になることはアメリカ社会にもプラスになる。アメリカは軍事技術が発展しています。戦闘機などは目でとらえたところにミサイルが飛んで行く、その技術を使って目でとらえたパソコンのボタンを押していくことで意思を伝えていく。アップル社などで有能だと言われている人たちは、実際に手足を使って働くというより頭を使って指示をしたり物を作ったりするわけです。そういう形の中で障害者が活躍していくことがアメリカ社会の未来のために必要な投資なわけです。という考え方で来ているという背景があります。面白いのは、アメリカは合衆国なのでそれぞれが法律を持っているのですが、ADAは連邦法です。要するに全州を含めて縛る法律だという事が特徴的です。

皆川：障害者の雇用促進法によって、これから当たり前前に障害者の方が職場に来る。日本の法律も同じような感じですか。

西村：アメリカの場合はADAの中では単なる障害者という言い方はしていません。有資格の障害者という言い方をしています。これは何かというと、その職場で求められている能力をきちんと持っているかないか、ただ、その能力を発揮するために必要な配慮をしますという事で、あくまでも有資格、能力があるという事を前提にしています。日本の場合、障害者雇用というのは実は三つのタイプがあります。一つは道庁とかここにご参加の産別の皆さんと同じ職場で働く一般就労と言われている人たちがいます。それからもう一つは、一般就労といわれている人たちの中で一緒に働くという事がちょっときついという人たちに関しては福祉的就労といって、一般雇用型に限りなく近い就労とそうではない就労、これは何が違うのかというと、そうではない就労では労働者としての権利、例えば最賃など保障はされていないけれども働く場として行くことが出来るというのが二つ目の働き方です。三つめは、これはイタリアなどでも出てきていますが、障害者だけではなく社会的雇用とか社会的事業所とか、様々な属性に基づいて働くことが困難だと言われている人たち、外国人の方とか色々いらっしゃいますが、そういう人たちも障害者も含めて雇用の場を作っていくという事でこの三つのパターンがあります。雇用促進法についてはあくまでも一般就労、総合福祉法かつては障害者自立支援法と言いましたが。そして第三の働き方については生活困窮者自立支援でも働き方のステッ

プ的なことも持っていきこうとしています。ここは障害者だけではなく、そうではない人たちも含めての仕組みになっています。いずれにしてもそういった形で雇用が進められているということです。先ほど障害者が水先案内人だと言いましたけれども、障害者雇用促進法改正の時に差別禁止だとか合理的配慮の提供以上に論点になった問題が一つありました。なんだか分かりますか。障害者雇用促進法は一般企業が障害者を雇用しなくてはならないという事が法律で決まっています。その雇用義務が実は身体障害者と知的障害者でした。ここで精神障害者を入れるという話になりました。これに猛反発をしたのが経済団体でした。精神障害者を雇用促進法の中に雇用義務にすることについては反対だと。連合とか自治労とか労働者側からは委員が入っていますが、これがすごい議論になりましたが、私はこの議論が不思議で仕方がなかったです。何故かという、ほかの民間企業はよく分かりませんが、少なくとも私が働いている北海道庁というのは長期療養者という方がたくさんいます。メンタル、精神的疾患等で職場を長期休んでいる。メンタルヘルスとかストレスチェックなどで色々な形で問題をなくそうという努力をしています。恐らく民間企業にもいらっしゃるのではないかと思います。それを置いておいて精神障害者の雇用義務化に反対をしているのを見た時、この企業の人たちの中にはメンタルの問題を抱えた人はいないのか、もしくはメンタルの問題をどのように考えているのか、働きやすい職場環境についてどのように考えているのか、ということについて非常に疑問を持ちました。それが雇用関係で感じたことです。

皆川：戦争は障害者を作るから戦争は反対だということについてはいかがですか。

西村：DPIの世界大会について先ほどお話しましたが、エンズと会って人権がという事で刺激を受けました。その時日本の障害者制度や政策は遅れていると、その時思っていました。横路さんが知事の時代 DPIの世界大会を誘致したいという事で、オーストラリアのシドニーの大会に行った時、大ショックでした。私たちは日本の障害者施策は遅れている、そう思って、日本を何とかしようと思って行ったシドニーには100カ国、1000人が集まっていました。当時、われわれが言っていた国とはアメリカ、カナダ、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド・・・残りの90カ国は殆どがアフリカなどアジアの途上国でした。DPIの世界大会での分科会は、我々が期待していたものはほとんどなくて、平和、貧困、戦争、経済的困窮の問題がごまんとあって、当時、その前後PKOについての議論が日本でありました。その時にそのDPIの大会の中で、確かカンボジアの人たちは「戦争がはじまると世界から軍隊がやってくる。戦争が終わると軍隊は去っていく。残されたのは地雷と傷ついた国民と貧困だ。支援が必要なのは今だ」という発言や、私がDPIの世界大会に行ったときに衝撃的だったことは、21世紀の福祉の実現を目指すことは良い取り組みだと思いますが、俺たちは福祉版の富国強兵殖産興業を目指していたのかなあと思いちょっとショックでした。戻って知事に報告したのはそのことでした。DPIは117の国と地域が入っていますが、そのほとんどが途上国です。障害者は一番多いのはアジア・アフリカです。悲惨なことは、戦争や環境汚染で障害者になる人もいるけれども、貧困で物乞いをするのにわざわざ障害者にして物乞いをしているという事も報告されました。これはショックでした。だから障害者の問題は人権の問題だと感じました。

会場①：2002年DPI世界会議があった当時、西村さんが世界大会をやるにあたってPRのためのお話を聞いたことを思い出しました。その節はありがとうございました。その後どうなったのかという事を確認してなかったことは恥ずかしいと思っていたところです。二つ質問があります。一つは、先ほどのお話に出た精神障害、障害者雇用率の関係で、我々は百貨店やスーパーの加盟が多いのですが、ある程度大きなところは

障害者の方は商品供給のセンターや工場でまとめて雇用して社全体の雇用率を上げているという状況があり、私としてはそれでいいのかなという思いがあります。現場で働けるような状況を構築していかなければいけないのではないかと考えているので、それに対してアドバイスをいただきたいと思います。先ほど精神障害の方の部分に関してはメンタル不調の方が出てきてという部分で納得できた気がします、とは言っても、接客業ということになると大丈夫なのかという不安が労使ともにあるという事も実態ですので、そこに関してアドバイスを改めていただきたいというのが一点目です。もう一点は、千種さんのお話を聞いて非常に優秀な学生という印象です。拝見していると左利きのようですが、私も左利きで、幼少期は直すと言われていたのですが反発して左利きを通しました。障害ではありませんが、これは千種さんに質問ですが、子どもの時、左利きを直されたりしたなど、どういう教育を受けて大きくなったのか、世代が違うのですが、今左利きに対してどういう状況なのかお聞きしたいと思います。

西村：ありがとうございます。一点目のご質問はたぶん特例子会社のことですね。特例子会社に関しては様々な議論がありました。原理原則論から言うと、つまりあらゆる区別等々からいくと人ではないかと。しかし労働者としての権利が保障されていない中で、福祉的就労もあることから実際にそういうところで働いている障害者がいる、雇用の場になっているという事を考えた時に、これは必ずしも否定することは出来ないだろう。であれば何がここで問題なのかというと、特例子会社という事で他の者との平等、つまり一般のそうではないところとの比較において低賃金だとかそういう問題があるとしたら、これは問題だろうと思います。それからもう一つ、これが一番ですが、特例子会社でしか働けないのかという事です。特例子会社で働くことを望んでいる障害者もいます。しかし、特例子会社以上の力を発揮したいと思っている障害者も実はたくさんいます。そうするとその中で多様な働き方と言われた時、労働者の管理の問題だと思います。障害者だから、男だから、女だからという事ではなく、その人がどういうスキルと能力と可能性を持っているのかという事をちゃんと見抜いて、そしてマネジメントしていくという事は労働の基本だと思います。そこがきちんと確保されているという事が必要ななと思っています。だから、元々は一般の雇用現場がそうなっているのかというと、そうではない問題もあると思うので、そういう意味ではそういうものを目指している。そういう意味では同じ視点でやっていくべきだろうと思っています。DPI の時にはお世話になりありがとうございました。

千種：僕の左利きの話ですが、実は僕も小さいころ矯正されました。右利き用に直す箸があって、でも幼いながら僕も親に抵抗したらしく、それを見て母親はそれも個性だ、左利きでもいいとなって今に至ります。だから僕自身、今まであまり左利きだからと気にして生きてきたつもりはないのですが、良いことは、スポーツは左利きが少ないです。野球は右打ちの人が多い。バスケットも右利きで打つ人が多いので向かい合ったとき左手が、利き手がボールを守りに行く。だから左利きは大事に扱われていました。そこは良かったと思いますが、右利き社会だと思ったのは一つにはご飯を食べる時ぶつかるので、そういう時にはとても気を遣います。後は習字です。小学校の習字の時は嫌でも右で筆を持ってやっていました。最近困ったことは教育実習です。板書するときには右から書きます。なので、左手で書くとうとう黒板に覆いかぶさる感じで書かなくてはいけないので子どもたちが見えなくなるとか、ずれながら書くので背中が筋肉痛になったり、そういう部分ではちょっと苦労したかなという感じです。

会場②：車いすの移動でのこととお話があったのですが、東京ではすべてノンステップバスだという事でしたが、地下鉄には自由に車いすの人が乗り降りしています。JR もそうですが、市営バスは車いすでは乗れ

ないのではないですか。私の経験では車いすの人が市バスを利用しているという事はないのではないかと思います。バスも利用できるよになると良いと思います。今、色々なお話を聞いて勉強になりました。

西村：札幌市内のバスはほとんど乗れないと思いますが、それは実は我々が乗ろうとしていないという事が一方ではあると思います。東京の4年間でこれはいらなないと思ったものがあります。それは車です。私は最初、東京へ行く時に車が必要なら持って行きなさいと言われたのですが、東京で車は必要ないです。地下鉄からバスから全部発展しています。ところが北海道は逆です。車がないと生活できません。ましてや今の時期、バス停まで行くことが出来ません。実は隣のマンションまで行くことが出来ません。これが偽らざる北海道での車いすでの生活です。そういう意味では東京とは違うという事。もう一つこれはあるバス会社の方とお話をしたのですが、私が何時何分に琴似から札幌駅までバスに乗りたいと3日前に伝えなければいけない。つまりバスの運行を変えることが出来るのが3日前だということです。そのバス会社は北見バスだったのですが、3日前に伝えてもらうとその路線にノンステップバスを走らせる。そうではないところもあるかもしれませんが。東京は全部ノンステップバスなのでそんな必要はありません。それと、ノンステップバスは通常のバスより値段が高い。今は違ってきているかもしれませんが。何故かというスタンダードがノンステップバスになってきているからです。だからわれわれも、もっとバスに乗るようにしなければいけないと思っています。

会場③：雇用促進の関係で、雇用と就労支援の違いについて教えていただきたいと思います。

西村：雇用と言われると多くの場合が一般就労している場合を雇用といっています。要するに労働者としての最賃だとか社会保険だとか、そういったことがきちんと保障されている、労働者性が担保されているのが雇用です。就労支援というのはまさにそうした雇用に結びつけるために、きちんとした力をつけていくための支援という位置づけになるかと思っています。これもちょっと障害者の世界でも微妙なところがあって、就労支援はどちらかという福祉施策でやっているところがあります。利用者負担を取ったりだとか、これは厚生省側のやり方です。ところがもう一つ、砂川に訓練校がありますが、一般就労を目指していく労働局がやっている事業というのがある訳です。これは雇用を目指していくもので就労支援とは言わずに職業訓練を受けている所で、そういった違いかなと思っています。

会場③：就労支援と言っているところは知的障害の所が多かったりすると思いますが。

西村：就労関係については実は三つの事業展開というのがあります。就労支援、これは一般企業などで働くために障害者に対してスキルを身につけていくための支援、もう一つは就労支援A型というのがあります。これは労働者性を担保しながらも福祉的な施策としての補助金などが当てられている。特にスタッフに充てられている。就労支援B型は労働者性が担保されていないけれども、知的障害が多いと思われるというのはまさにその通りです。では一般の肢体障害者はいないのかというそんな事はない。今は、知的、精神、身体、基本的にはそれらが共通のサービスが得られるという事になっています。

千種：障害者の人権という事を切り口に基本的人権に触れていくという事で、障害を持った方が主体になるのはもちろんですが、それを私たち社会に生きる全員が考えるという事が、結果的にはみんなの未来を作っていくことになるという事が、今日はたぶん大きな学びだと思うので、僕自身も今後社会人として生きてい

く中でそういった考えを忘れないで生きていこうと思っています。

皆川：最後に西村さんに、障害者に害の字を使うのか、使わないのかについてお話していただいて最後にしたいと思います。

西村：障害というのは権利条約でいうと二つの表記の仕方をしています。ひとつはインペアメント。もう一つはディスアビリティという表現があります。これは何が違うのかというと、インペアメントは機能障害です。例えば、目の不自由な人、足の不自由な人、視覚障害者、聴覚障害者、下肢障害者、その自分自身の身体の機能の障害をインペアメントと言います。ではディスアビリティというのは何かというと、そうしたものを持ちながら社会に出た時に、その人たちが困難な状況に置かれている。ディスアビリティを日本語で言うと社会的障壁という言い方をします。障害者は「障害は私の個性だ」とよく言います。でも、一方で障害は私の周りにある。これは何かというと目が見えない、耳が聞こえないというのは私の属性であり個性である。問題は社会がそういうことを受け入れないこと、と言います。では、障害者権利条約では障害者のことを何と表記しているのか。パーソン ウイズ ディスアビリティと言っています。障害の害の字をなぜ漢字からひらがなににしたのかというと、先ほど身体、知的、精神の人たちが障害者として法律で認められるようになった。その時に精神障害の人たちが、色々な犯罪を犯したりした時に通院歴が問われてきた。その時に精神障害者が、私たちは社会に害を与える存在ではないという事を言い出したことがきっかけでひらがなになりました。しかし、本来の障害は何処にあるのか。パーソン ウイズ インペアメントではなくパーソン ウイズ ディスアビリティ。社会的障壁、困難さを抱えているのが障害者だということです。従って障害の害の字を漢字からひらがなにしていない障害者団体は DPI を含め日本身体障害者団体連合会を含め、全日本ろうあ連盟、札幌聴覚力障害者協会も含めてすべて漢字のままで使っている。厚労省も、何故、害の字をひらがなにしないのか。それはそういう障害者団体の声があるからということです。